

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年7月15日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自 2020年3月1日 至 2020年5月31日）
【会社名】	株式会社TOKYO BASE
【英訳名】	TOKYO BASE Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 谷 正人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
【電話番号】	03-6712-6842（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中水 英紀
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号
【電話番号】	03-6712-6842（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 中水 英紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期 連結累計期間	第12期
会計期間	自2020年3月1日 至2020年5月31日	自2019年3月1日 至2020年2月29日
売上高 (千円)	2,401,970	15,247,308
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	47,822	1,291,040
親会社株主に帰属する四半期純損失 ( ) 又は親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	144,163	933,174
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	147,050	932,251
純資産額 (千円)	5,730,080	5,875,281
総資産額 (千円)	10,559,040	10,603,301
1株当たり四半期純損失 ( ) 又は1株当たり当期純利益 (円)	3.04	19.65
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	-	19.50
自己資本比率 (%)	54.2	55.3

- (注) 1. 当社は、前連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、第12期第1四半期連結累計期間については記載しておりません。
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 第13期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社は、2020年2月期より連結財務諸表を作成しているため、前第1四半期連結累計期間との比較については記載しておりません。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、国内外における新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にあります。雇用情勢は弱さが増しており、景気の先行きについては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じながら、社会経済活動のレベルの段階的な引き上げが期待されるものの、国内外の経済をさらに悪化させるリスクなどにより、個人消費は不透明な状況が続くと見込まれます。

当社の属する衣料品小売業界におきましては、政府からの緊急事態宣言発令に伴う営業時間の短縮及び臨時休業、インバウンド客数の減少による実店舗の売上確保が厳しい状況であること、また、雇用情勢の悪化などによる先行きの不透明感から、より一層の節約志向による慎重な購買行動が続いております。

このような状況のもとで、当社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う緊急事態宣言発令により4月上旬から5月下旬にかけて国内の実店舗の全45店舗が段階的に臨時休業となり、売上が大幅な低調となりました。従業員の勤務状況は自宅待機や在宅勤務となりました。これにより「STUDIOUS」、「UNITED TOKYO」、「PUBLIC TOKYO」、「TOKYO DEPARTMENT STORE」の全業態で販促施策の強化及び商品配分の見直しによるEC売上の最大化を最優先に取り組んでまいりました。

また、引き続き商品力強化、優良な仕入れの確保、国内外の出店、組織力強化と人材の確保等に取り組んでまいりました。

#### (連結業績)

単位：千円

	2021年2月期 第1四半期 連結累計期間 (自2020年3月1日 至2020年5月31日)
売上高	2,401,970
売上総利益	1,208,486
販売費及び一般管理費	1,251,480
営業損失( )	42,993
経常損失( )	47,822
税金等調整前四半期純損失( )	185,761
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	144,163

当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高が2,401,970千円、売上総利益が1,208,486千円、販売費及び一般管理費が1,251,480千円、営業損失が42,993千円、経常損失が47,822千円、税金等調整前四半期純損失が185,761千円、親会社株主に帰属する四半期純損失が144,163千円となりました。

販売費及び一般管理費の補足として、人件費は従業員に対する固定給与を従来通りの金額で100%を支給(臨時休業期間中の人件費は特別損失にて計上)、EC売上の最大化を目的としたクーポン施策等の販売促進費の活用、一方で利益確保を目的として、役員報酬の一定期間の減額や実店舗の臨時休業期間中の家賃の減額交渉等による抑制を致しました。

特別損益については、特別損失(臨時休業等による損失)として、臨時休業期間中の人件費及び減価償却費の合計148,549千円を計上致しました。

(補足情報)

## 業態別売上高

単位：千円

	2021年2月期 第1四半期 連結累計期間 (自2020年3月1日 至2020年5月31日)	(参考) 前年同期比 (増減率)
STUDIOUS	1,117,633	42.8%
UNITED TOKYO	796,617	30.9%
PUBLIC TOKYO	317,943	19.2%
TOKYO DEPARTMENT STORE	169,776	11.3%
全社合計	2,401,970	34.2%

(注) 前年同期比については、前年同期の個別決算数値と対比した参考情報であります。

業態別の売上については、EC専用業態であるTOKYO DEPARTMENT STORE業態は増収となりましたが、その他の業態については新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休業等により、購買客数の減少が影響し減収となっております。

## 業態別売上高既存前年同期比

	2021年2月期 第1四半期 連結累計期間 (自2020年3月1日 至2020年5月31日)
STUDIOUS	54.9%
UNITED TOKYO	64.2%
PUBLIC TOKYO	68.8%
TOKYO DEPARTMENT STORE	111.3%
全社合計	61.8%

## 出退店及び店舗数

業態	前連結会計 年度末	当会計年度				当四半期連 結会計末
		出店	退店	増減	(改装)	
STUDIOUS	28	1	-	1	(-)	29
UNITED TOKYO	17	1	-	1	(-)	18
PUBLIC TOKYO	12	2	-	2	(-)	14
TOKYO DEPARTMENT STORE	1	-	-	-	(-)	1
全社合計	58	4	-	4	(-)	62

当第1四半期連結会計期間の店舗展開については以下の通りです。

- ・STUDIOUS業態  
WOMENSの旗艦店舗の路面店「STUDIOUS WOMENS 表参道店」を出店
- ・UNITED TOKYO業態  
中国本土へ業態初進出の「UNITED TOKYO 北京店」を北京三里屯地区へ出店
- ・PUBLIC TOKYO業態  
WOMENS単独店の「PUBLIC TOKYO WOMENS 横浜店」を出店  
中国本土へ業態初進出の「PUBLIC TOKYO 北京店」を北京三里屯地区へ出店

この結果、当第1四半期連結会計末における店舗数は、STUDIOUS業態が29店舗(内、ECが3店舗)、UNITED TOKYO業態が18店舗(内、ECが2店舗)、PUBLIC TOKYO業態が14店舗(内、ECが2店舗)、TOKYO DEPARTMENT STORE業態が1店舗(ECのみ)の合計62店舗となりました。

なお、実店舗は全54店舗となり、国内46店舗、海外8店舗となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて44,260千円減少し、10,559,040千円となりました。これは主に、商品が617,972千円、有形固定資産が28,970千円、差入保証金が55,066千円、繰延税金資産が41,582千円増加したものの、現金及び預金が631,475千円、売掛金が218,740千円減少したためであります。

負債は、前連結会計年度末に比べて100,939千円増加し、4,828,960千円となりました。これは主に、買掛金が344,174千円、未払法人税等が234,344千円、賞与引当金が71,985千円減少したものの、1年内返済予定の長期借入金が727,786千円、長期借入金が36,548千円増加したためであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べて145,200千円減少し、5,730,080千円となりました。これは主に、利益剰余金が144,163千円減少したためであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、主として業容の拡大に伴う定期及び期中採用により従業員数が大幅に増加し、310人となりました。

なお、従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数を含んでおりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 第3【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	144,000,000
計	144,000,000

## 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年7月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	47,626,800	47,626,800	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	47,626,800	47,626,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2020年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2020年3月13日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3
新株予約権の数(個)	23,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式2,300,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年3月31日 至 2030年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 233 資本組入額 117 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権証券の発行時(2020年3月31日)における内容を記載しております。

(注)1. 付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 / 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、（注）3. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権の割当日から行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合  
新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を新株予約権割当契約書に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注)5に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注)3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件  
(注)5に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2020年3月1日～ 2020年5月31日	-	47,626,800	-	409,658	-	393,658

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年2月29日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 132,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 47,489,200	474,892	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未済株式	普通株式 5,200	-	-
発行済株式総数	47,626,800	-	-
総株主の議決権	-	474,892	-

(注) 「単元未済株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式18株が含まれております。

【自己株式等】

2020年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 TOKYO BASE	東京都渋谷区渋谷一丁目 2番5号	132,400	-	132,400	0.29
計	-	132,400	-	132,400	0.29

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

なお、当社は、前連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書に係る比較情報を記載しておりません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,143,021	5,511,546
売掛金	724,763	506,022
商品	1,811,691	2,429,663
その他	80,156	145,973
流動資産合計	8,759,632	8,593,206
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	892,760	918,258
工具、器具及び備品(純額)	26,231	27,580
建設仮勘定	1,344	3,467
有形固定資産合計	920,336	949,306
無形固定資産		
ソフトウェア	57,598	54,793
無形固定資産合計	57,598	54,793
投資その他の資産		
投資有価証券	19,388	19,388
繰延税金資産	96,704	138,287
差入保証金	742,421	797,487
その他	7,220	6,570
投資その他の資産合計	865,733	961,734
固定資産合計	1,843,668	1,965,834
資産合計	10,603,301	10,559,040
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1,272,049	927,875
1年内返済予定の長期借入金	1,082,104	1,809,890
未払費用	520,908	497,631
未払法人税等	241,763	7,419
賞与引当金	73,026	1,041
ポイント引当金	34,331	49,246
その他	131,732	127,197
流動負債合計	3,355,916	3,420,302
固定負債		
長期借入金	1,362,898	1,399,446
資産除去債務	9,206	9,211
固定負債合計	1,372,104	1,408,657
負債合計	4,728,020	4,828,960
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	409,658	409,658
資本剰余金	393,658	393,658
利益剰余金	5,164,990	5,020,826
自己株式	100,160	100,160
株主資本合計	5,868,146	5,723,982
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	540	3,426
その他の包括利益累計額合計	540	3,426
新株予約権	7,675	9,525
純資産合計	5,875,281	5,730,080
負債純資産合計	10,603,301	10,559,040

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)
売上高	2,401,970
売上原価	1,193,483
売上総利益	1,208,486
販売費及び一般管理費	1,251,480
営業損失( )	42,993
営業外収益	
受取利息	11
助成金収入	2,565
その他	579
営業外収益合計	3,155
営業外費用	
支払利息	721
為替差損	7,259
その他	2
営業外費用合計	7,983
経常損失( )	47,822
特別利益	
雇用調整助成金	5,560
新株予約権戻入益	5,050
特別利益合計	10,610
特別損失	
臨時休業等による損失	148,549
特別損失合計	148,549
税金等調整前四半期純損失( )	185,761
法人税等	41,597
四半期純損失( )	144,163
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	144,163

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)
四半期純損失( )	144,163
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	2,886
その他の包括利益合計	2,886
四半期包括利益	147,050
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	147,050
非支配株主に係る四半期包括利益	-

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当第1四半期連結累計期間は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言による店舗休業の影響を受けております。6月以降の店舗営業再開後の売上高は回復傾向にありますが、感染症の影響は当下期まで続くとの仮定を置き、会計上の見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大により再び大規模な店舗休業を行う必要が生じた場合には、将来において損失が発生する場合があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (2020年5月31日)
当座貸越極度額の総額	800,000千円	800,000千円
借入実行残高	-	600,000
差引額	800,000	200,000

(四半期連結損益計算書関係)

1 臨時休業等による損失

新型コロナウイルスの感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言発令により実店舗を臨時休業致しました。この間に発生した人件費及び設備投資に関する減価償却費の合計額148,549千円を「臨時休業等による損失」として計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)
減価償却費	25,676千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

当社グループは、衣料品販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)
1株当たり四半期純損失	3.04円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失(千円)	144,163
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失(千円)	144,163
普通株式の期中平均株式数(株)	47,494,382

(注) 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年7月14日

株式会社TOKYO BASE  
取締役会 御中

### 三優監査法人

指 定 社 員    公 認 会 計 士    齋 藤   浩 史   印  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員    公 認 会 計 士    宇 野   公 之   印  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社TOKYO BASEの2020年3月1日から2021年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2020年3月1日から2020年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社TOKYO BASE及び連結子会社の2020年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。